

(様式 2)

「第 4 期京丹後市障害福祉計画」の概要

1 趣旨

障害者総合支援法第 88 条の規定により策定するものです。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう、数値目標やサービス見込量を定め、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざすものです。

2 計画の性格

国が示した基本指針に沿って、第 3 期計画の数値目標及びサービス見込量の見直しを行うものです。

定める（見直す）こととされている事項は次のとおりです。

- ・平成 29 年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数
- ・平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- ・平成 29 年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害福祉サービス見込量確保のための方策
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項

3 計画の期間

第 4 期障害福祉計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

4 計画の視点

3 期から追加した視点は次のとおりです。

(3) 障害者の能力への気づきと創造の促進

人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害者に創造の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋がるとともに、障害のある方もない方も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

5 施行予定期日

平成 27 年 4 月 1 日